

広島県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年九月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
江田島市能美町中町字黒張四八五九番一地从先から江田島市能美町中町字黒管五〇〇三番一地先まで	旧	六・八〇 二・三・八〇	一一九・五〇	
	新	一〇・五〇 三・五・〇〇	一一九・五〇	拡張及び一部幅員減少 県道高田沖美江田島線と一部重複 不用物件延長 一七・九〇メートル